

動薬協会発 4 号
令和 3 年 4 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり畜水産安全管理課長通知（2 消安第 6327 号）、環境省自然環境局総務課長通知（環自総発第 2104013 号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第 6 3 2 7 号
環自総発第 2104013 号
令和 3 年 4 月 1 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

環境省自然環境局総務課長
(公 印 省 略)

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行
について

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令・環境省令第 2 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 4 月 1 日付けで公布されました。本改正の内容は、下記のとおりですので、その内容について留意の上、貴会傘下の会員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第 1 改正の内容

省令別表 1 の (3) において、砒素の含有許容量 (15 μ g/g 以下) の規定が、無機砒素の含有許容量 (2 μ g/g 以下) の規定に改められました。

第 2 施行期日

改正省令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行されます。



愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令

平成21年4月28日農林水産省令・環境省令第1号
改正 平成23年9月1日農林水産省令・環境省令第3号
改正 平成26年8月20日農林水産省令・環境省令第3号
改正 平成30年11月30日農林水産省令・環境省令第3号
改正 令和3年4月1日農林水産省令・環境省令第2号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準については、別表に定めるところによる。

附則

（施行期日）

第1条 この省令は、法の施行の日（平成21年6月1日）から施行する。

（経過措置）

- 第2条 法第6条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為であつて、平成21年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。
- 2 法第6条第三号に掲げる行為であつて、平成22年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。
- 3 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成21年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料であつて、法第6条第二号及び第四号に規定する愛玩動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛玩動物用飼料については、法第8条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成22年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料であつて、法第6条第三号に規定する愛玩動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛玩動物用飼料については、法第8条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

- (1) 次の表の第1欄に掲げる添加物（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
亜硝酸ナトリウム	100 g/t
エトキシキン	75 g/t (犬用)
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール (総和をいう。)	150 g/t

- (2) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
グリホサート	15 µg/g
クロルピリホスメチル	10 µg/g
ピリミホスメチル	2 µg/g
マラチオン	10 µg/g
メタミドホス	0.2 µg/g

- (3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
アフラトキシンB ₁	0.02 µg/g
デオキシニバレノール	2 µg/g (犬用) 1 µg/g (猫用)
カドミウム	1 µg/g
鉛	3 µg/g
無機砒素（無機砒素（Ⅲ）及び無機砒素（Ⅴ）の総和をいう。）	2 µg/g
BHC（α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。）	0.01 µg/g
DDT（DDD及びDDEを含む。）	0.1 µg/g
アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	0.01 µg/g
エンドリン	0.01 µg/g

ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド（総和をいう。）	0.01 µg/g
メラミン	2.5 µg/g

- (4) (1) から (3) までに規定する物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛玩動物用飼料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該販売用愛玩動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛玩動物用飼料中の水分の含有量が10%に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛玩動物用飼料の量に加算するものとする。

2 販売用愛玩動物用飼料の製造の方法の基準

- (1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。
- (2) 販売用愛玩動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛玩動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。
- (3) プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛玩動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛玩動物用飼料の表示の基準

販売用愛玩動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛玩動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ 原産国

令和3年4月1日

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

- (1) ペットフード安全法^{※1}第5条第1項に基づき、愛玩動物用飼料の使用が原因となって愛玩動物の健康が害されることを防止する見地から、愛玩動物用飼料の製造の方法若しくは表示について基準が定められ、また、愛玩動物用飼料の成分につき規格が定められています。愛玩動物用飼料中に含まれる汚染物質等の含有許容量等については、省令^{※2}により定められています。
- (2) 今般、ペットフード安全法第5条第2項の規定に基づき、販売用愛玩動物用飼料中に含まれる砒素の規格の見直しについて、農業資材審議会及び中央環境審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとなりました。

2 改正の概要

省令別表1において、総砒素の含有許容量（ $15\mu\text{g/g}$ 以下）の規定を削除し、新たに無機砒素の含有許容量（ $2\mu\text{g/g}$ 以下）を定めました。

本省令改正は、令和3年10月1日から施行されます。

※1 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）

※2 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成21年農林水産省令・環境省令第1号）

<担当者連絡先>

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
愛玩動物用飼料対策班 露木、清水
電話：03-3502-8111 内線4546
FAX：03-3502-8275
Mail:pet_food@maff.go.jp

